

第19回 恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会

環境整備・PTA・コミスク部会

日時：令和7年8月5日(火) 午後7時頃

場所：明智コミュニティセンター 3階 講堂

1. あいさつ

2. 協議

課題No.14「PTAの組織運営に関すること」について

3. 連絡事項など

恵那南中学校PTA活動検討会議で出された意見と決定事項

1. メンバー構成

- 【岩邑中学校代表】伊藤 嘉浩、森 靖博
- 【山岡中学校代表】後藤 純一、加藤 淳
- 【明智中学校代表】伊藤 真帆、堀 大介
- 【串原中学校代表】堀 雄二
- 【上矢作中学校代表】後藤 健司、佐藤 真一
- 【教頭会代表】 中西 善裕（明智中学校）、小島 浩輝（山岡中学校）

2. 会議の開催経過

- ・第1回：令和7年5月23日（金）山岡振興事務所
- ・第2回：令和7年6月16日（月）山岡振興事務所
- ・第3回：令和7年7月9日（水）山岡振興事務所

3. 会議のまとめ

（1）組織と役員構成

- ・各地区から、3年生保護者の男女各1名ずつを選出、2年生保護者1名を選出（次期役員候補） ※2年生保護者の任期は2年間
- ・2年目以降は、3年生への進級時に各地区1名（1年任期）を追加選出
- ・統合前を含み、過去に小中学校でPTA会長を経験した者は、役員に選出しない（立候補を除く）
- ・広報委員会は、本部役員の広報委員担当者と各学年委員長とする
- ・学年委員長は、本部役員に含めない

（2）活動内容と予算

- ・地域への情報発信とタイムリーさを重視し、学校広報は年3回発行
- ・環境整備活動は、保護者数も増えるため、3年生保護者のみで対応（具体的な実施時期等は統合後のPTAで決定）
- ・活動を絞ることにより、会費は「3,000円／会員」とする

（3）その他

- ・資源回収ボックスの運用は各地区で異なるため、予算化はしない
- ・組織体制は、開校後の活動状況を判断し、見直しを行っていく

4. 今後の流れ

予定時期	活動内容
7月～9月	統合準備委員会において、PTA活動の基本事項をとりまとめる
10月	保護者への説明会でPTA活動に関する説明 PTAへの入会届を配布
11月～12月	入会届の回収 令和8年度PTA本部役員候補者の選出
1月	令和8年度PTA本部役員候補者の顔合わせ、役職決定
2月	保護者への説明会で令和8年度PTA本部役員を内示
3月	令和8年度PTA活動に向けた準備を開始

恵那南中学校 P T A 規約（案）

第1章 名称

第1条 本会は「恵那南中学校 PTA」と称し、事務局を恵那市立恵那南中学校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は次の事項を目的とする。

- 1 学校教育に対する理解を深め、連携を図る。
- 2 会員の子育て及び教育活動について見識を深める。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は営利を目的とせず、宗教的にもかかわらず、また政党にも関係しない。
したがって、会員は上記のことはもちろん、会の正規の事業以外の目的のために会の名称、役員の名前を用いてはならない。

第5条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的団体および機関と協力する。但し、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。

第6条 本会は、教育委員会と学校問題について討議し、またその活動を助けるために、意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校管理や教員の人事に干渉するものではない。

第7条 本会は、国及び地方公共団体の適切な教育予算の充実を期するために協力する。

第4章 会員

第8条 本会の会員となることができるものは、学校に在籍する生徒の保護者、学校に勤務する教職員とし、加入は任意である。

- 1 本会への入会を希望するものは所定の入会申込書を提出しなければならない。
- 2 本会からの退会を希望するものは所定の退会届を提出しなければならない。

第5章 会計

第9条 本会の経費は、会費、事業収入および自発的な寄付金をもってこれに充てる。

第10条 本会の会費は、会員の負担とする。

第11条 本会の会費は、在籍生徒数に関わらず、1会員 3,000 円とする。ただし、特別の事情がある者は、減額または除することができる。

第12条 本会の会計年度は、4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 本会の役員は次の通りとする。

会長	1名	(保護者)
副会長	2名	(保護者)
顧問	1名	(校長)
会計	2名	(保護者1名、教員1名)
書記	2名	(保護者1名、教員1名)
広報委員長	1名	(保護者1名)
広報副委員長	1名	(保護者1名)
家庭教育委員長	1名	(保護者1名)
家庭教育副委員長	1名	(保護者1名)
監事	2名	(保護者2名)
理事	若干名	(保護者)

第14条 役員の選考及び就任は次の通り行われる。

- 1 役員の選出は、原則、岩村、山岡、明智、上矢作、串原の各地区より次年度3年生保護者から男女1名ずつと、次年度2年生保護者から1名選出する。
- 2 立候補の権利をPTA会員は有するものとする。
- 3 役員の任期は、次年度3年生は1年、次年度2年生は2年とする。但し、立候補による再任は妨げない。
- 4 小中PTA会長経験者は、原則、立候補する場合を除いて、選出されない。
- 5 選出された役員の互選により、役職を決定する。
- 6 役員の指名は、その指名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。
- 7 前年度役員は、指名した役員を総会において報告し、承認を得なければならない。
- 8 新たに選ばれた役員は、年度始めに就任する。

第7章 役員の任務

第15条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は総会及び役員会を招集し、本会を代表して会議を総括する。
- 2 会長は学校運営協議会のメンバーとなる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合に代理を務める。
- 4 顧問は、諸問題の討議に参画し、助言する。
- 5 会計は、すべての金銭収入支出を正確にし、総会の都度収支を報告する。
- 6 書記は、総会並びに役員会の議事を正確に記載し、また総会並びに役員会の通知を発送する。

- 7 広報委員長、広報副委員長は、広報誌の企画・編集・発行を行い、会員および地域へ情報伝達を行う。
- 8 家庭教育委員長、家庭教育副委員長は、家庭教育の充実や、保護者間の交流、学校と家庭の連携を目的とした活動を行う。
- 9 監事は、必要に応じ会務の運営に助言をすると共に、会計の監査を行う。
- 10 理事は、本部役員の運営の協力を行う。

第8章 総会

第16条 定例総会は年度始めに1回開き、次のことを行う。

- 1 前年度の事業報告、決算の承認
- 2 新年度の事業計画、予算の承認
- 3 役員の報告
- 4 規約の改正
- 5 その他の事項

総会の議長は、副会長が行う。

総会の定足数は、会員総数の5分の1以上とし、総会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。

第17条 臨時総会は、会長が必要に応じて開くことができる。

第9章 役員会

第18条 役員会は、会長以下役員をもって構成する。

第19条 役員会の任務は次の通りとする。

- 1 総会の決議事項を執行する。
- 2 総会に提出する議決を作成する。
- 3 緊急事項については決議処理する。

第10章 特別委員会

第20条 本会は必要に応じで特別委員会を設けることができる。

第11章 規約の実施、改正

第21条 規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

付 記

本規約は、令和8年4月1日より実施し、効力を有する。

内 規

学級委員

- 1 学級委員は、各学級から1名選出する。
- 2 学級委員は、学級懇談会の司会を行うと共に、広報誌作成の支援を行う。

学年委員長

- 1 学年委員長は、学級委員の中から1名選出する。
- 2 学年委員長は、学年懇談会の司会を行うと共に、広報委員会に所属する。

広報委員会

- 1 広報委員会は、広報委員長、広報副委員長、理事、学年委員長で構成する。

恵那南中学校PTA慶弔規定

- | | | |
|-------|------------------|--------------|
| 1 弔事 | 会員の死亡・・・・・・・・・・ | 10,000円（弔電有） |
| | 生徒の死亡・・・・・・・・・・ | 10,000円（弔電有） |
| | 会員の配偶者・・・・・・・・・・ | 5,000円（弔電有） |
| 2 その他 | その他の場合は、別途考慮する。 | |

令和 8 年度 恵那南中学校 P T A 本部役員

役職	氏 名	生徒長子名	学級	備考(兼任・会務分担等)
会 長			3 年	学校運営協議会委員
副会長（女性）			3 年	学校保健安全委員会委員
副会長（男性）			3 年	市 P 連評議員
会 計			3 年	少年補導センター補導員
書 記			3 年	地域学校協働本部
広報委員長			3 年	市 P 連広報担当
広報副委員長			3 年	
家庭教育委員長			3 年	市 P 連家庭教育担当
家庭教育副委員長			3 年	
監 事			3 年	会計監査委員
監 事			2 年	会計監査委員
理 事			2 年	広報委員
理 事			2 年	広報委員
理 事			2 年	広報委員
理 事			2 年	広報委員

※青少年育成町民会議については、各地区で対応する

令和 8 年度 恵那南中学校 P T A 学級委員

学年	組	氏 名	生徒長子名	備考
3	A			
3	B			
3	C			
3	D			
2	A			
2	B			
2	C			
2	D			
1	A			
1	B			
1	C			

令和 8 年度 恵那南中学校 P T A 広報委員会

役職	氏 名	生徒長子名	学級	備考
広報委員長			3 年	
広報副委員長			3 年	
理 事			2 年	
理 事			2 年	
理 事			2 年	
理 事			2 年	
学年委員長			3 年	
学年委員長			2 年	
学年委員長			1 年	

令和8年度

恵那南中学校PTA 事業計画（案）

1. 活動方針

『家庭と子育てのあり方を考え、行動しよう。』

2. 年間活動計画

月	本部	広報活動	講演会活動	環境整備活動	学年・学級委員会
4月	8 入学式 ◆ 本部役員会 25 総会・授業参観				25 学年懇談会
5月		◆ 「広報誌」編集会議			
6月	◆ 授業参観	◆ 「広報誌」校正			◆ 学級懇談会
7月		◆ 「広報誌」発行			
8月	◆ 本部役員会			◆ 環境整備準備	
9月				◆ 環境整備活動	
10月	7 体育祭 ◆ 本部役員会	◆ 「広報誌」編集会議	◆ 講演会準備		
11月		◆ 「広報誌」校正	◆ 講演会		
12月	10 合唱祭	◆ 「広報誌」発行			
1月	◆ 本部役員会	◆ 「広報誌」編集会議			
2月	◆ 授業参観 ◆ 新旧引継ぎ会	◆ 「広報誌」校正			◆ 学級懇談会
3月	● 卒業式 ● 修了式	◆ 「広報誌」発行			

令和8年度 P T A 会計予算（案）

恵那南中学校 P T A

<収入の部>

項 目	予 算 額	備 考
繰越金	0	
会 費	900,000	保護者：280世帯、 教職員：20人
貯金利息	0	
補助金	0	
合 計	900,000	

<支出の部>

項 目	予 算 額	備 考
運営費	事務費	10,000 振込手数料等
	旅 費	30,000 P T A 団体等各会議旅費補助
事業費	会員研修 各 P 連研	5,000 P T A 役員研修費
	活動費	広報 450,000 広報誌発行
		講演 50,000 講師謝礼
		環境整備 30,000 奉仕作業お茶 等
補助費	生徒指導	20,000 スケート教室教員貸靴 等
	各種行事	25,000 行事参加費、講師謝礼
	学習補助	5,000 学習費補助
負担金	県・市 P T A 連合会	72,000 県 P ・市 P 負担金（240円×会員数分）
	県教育会	3,500 岐阜教育会 P T A 役員分
諸 費	卒業記念	56,000 卒業記念品（500円×3年生）
	慶弔費	50,000 弔事
予備費		93,500
合 計		900,000



協議ポイント5つ 「①PTA必要性／②活動／③予算／④役割／⑤令和8年度役員体制」

① PTAの必要性について

【まとめ】 「保護者と学校を繋ぐ役割としての組織は必要」

まとめに至るまでの意見

- 市P連合加入により、他学校のPTAとの交流の中で高校の情報など市内で共通する多くの情報がより共有し合える
- 市P県P連合加入することにより活動がより多忙になる
- PTAという組織でなくとも保護者会などでも良いのではないか
- 保護者会の場合は、現在学校がサポートしている予算の管理や会議の開催運営など学校の助けはなくなり、保護者自身で行わなければならないとなり一部の保護者の負担が増えてしまうのではないか

② PTA活動について

【まとめ】 「具体的な活動については、実際にR8年度PTA活動を実施していく当事者である恵那南中学校のPTA役員自身にて決定してもらう必要がある」

まとめに至るまでの意見

- 学校環境整備活動などは必要ではないか
- 資源回収については各地区の事情を整理して今後検討していただきたい
- 子育てに関する講演会などは、保護者の不安解消につながっている
- 親子で習う「ICTサイバー犯罪に対する安全教室」などがあっても良い

③ PTA予算について

【まとめ】 「具体的な活動を決定した上で必要な予算を検討する必要があるため、予算は新PTAに検討してもらう」

まとめに至るまでの意見

○現行のPTA予算留保分について、一旦各PTA毎に清算するまたは、一律の金額をそれぞれ恵那南中学校PTAにスライドさせてはどうか

○現状管理を主に行っている教頭先生の意見を参考とさせてもらう

④ PTA組織役割について

【まとめ1】 「組織運営のために必要な役員（現在でいうところ本部役員は必要（会長／副会長／書記／会計／監査委員））」

【まとめ2】 「各地域を代表した役割は必要（各地域毎に異なる特色などについての意見を吸い上げるため）」

【まとめ3】 「その他役割については必要（活動等）に応じて」

【まとめ4】 「役員については地域毎で持ち回りなど、『どこかの地域』や『誰かだけ』に負担が集中しない仕組みが必要」

まとめに至るまでの意見

○学級委員など学級毎で何か行う際には必要

○できる限り役職を少なくしたほうが良いのではないか

○毎年組織体制の在り方（PTAそのもの）や役職などについて、見直す仕組みや規約があると良いのでは

⑤ 令和8年度恵那南中学校PTA役員体制について

【まとめ】

1. 令和6年度PTA役員に依頼して、「令和8年度恵那南中学校PTAの役員選定をはじめとした、新PTAに関する様々な事柄について検討する『恵那南中学校PTA検討チーム』のメンバー」を選定してもらう
(期限：令和7年1月末までに)

【恵那南中学校PTA検討チームメンバー候補】

令和7年度各中学校PTA役員から1人ずつ（5人）
+ 令和8年度PTA役員暫定候補1人ずつ（5人）からなる10人

2. その後、『恵那南中学校PTA検討チーム』の中で、
①恵那南中学校PTAについての検討が必要な事柄について、
また、②恵那南中学校令和8年度PTA役員の選定方法や
具体的なメンバー選定を行なってもらう。可能であれば、
同検討チームから数名がそのまま恵那南中学校令和8年度
PTA役員に加わると望ましい
3. スケジュール
○令和7年1月末まで：『恵那南中学校PTA検討チームメンバー』の
選定
○令和7年4月～：『恵那南中学校PTA検討チームメンバー』に
よる検討開始